

# 電気需給約款 [低圧]

平成28年7月1日 実施

 **SB Power**

SBパワー株式会社

## 目 次

### 第1章 総 則

第1条	適用範囲	5
第2条	本約款の変更等	5
第3条	定 義	5
第4条	単位及び端数処理	7
第5条	需要場所	7
第6条	実施細則	8

### 第2章 電気需給契約

第7条	電気需給契約の申込み	8
第8条	電気需給契約の成立、契約期間及び単位	8
第9条	供給の開始	9

### 第3章 契約種別等

第10条	契約種別	9
第11条	燃料費調整単価	9

### 第4章 電気料金の算定及び支払い

第12条	電気料金	9
第13条	計量	9
第14条	電気料金の算定	10
第15条	日割計算	10
第16条	料金等の支払い	10
第17条	延滞利息	11

### 第5章 お客さまのご協力

第18条	適正契約の保持	11
第19条	施設場所等の提供	11

第20条	需要場所への立入りによる業務の実施	11
第21条	電気の使用に伴うお客さまの協力	12
第22条	保安等に対するお客さまの協力	12
第23条	供給中止又は使用制限若しくは中止	12

## 第6章 供給設備の設置及び工事

第24条	工事費等の負担	13
第25条	工事費等の負担金の申受け及び精算	13

## 第7章 電気需給契約の変更、解約等

第26条	電気需給契約の変更	14
第27条	名義の変更	14
第28条	電気需給契約の廃止	14
第29条	需給開始後の電気需給契約の廃止又は変更に伴う料金等の精算	15
第30条	解約等	15
第31条	電気需給契約消滅後の債権債務関係	16

## 第8章 賠償責任

第32条	損害賠償責任	16
第33条	設備の賠償	16
第34条	損害賠償の免責	16
第35条	不可抗力免責	16

## 第9章 一般条項

第36条	電気需給契約終了後の取り扱い	17
第37条	管轄裁判所	17
第38条	信用情報の共有	17
第39条	契約者情報の提供	17
第40条	託送供給等約款に関する承諾	17

附 則

- 1 本約款の実施期日

別 表

北海道エリア 料金表  
関東エリア 料金表  
関西エリア 料金表

- 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金
- 2 燃料費調整
- 3 契約容量の算定方法
- 4 日割計算の基本算式

## 電 気 需 給 約 款

### 第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この電気需給約款 [低圧] (以下「本約款」といいます。) は、当社と電気需給契約を締結し又は当該電気需給契約を締結するために当社へ申込みをしたお客さまに対して、当社が一般送配電事業者と締結した接続供給契約 (以下「接続供給契約」といいます。) により、当該一般送配電事業者の供給区域内の需要場所へ電気を供給する場合の供給条件を定めたものです。

2 本約款は、電気事業法第2 条第1 項第8 号イに定める離島には適用いたしません。

(本約款の変更等)

第2条 当社は、条約、法律、政令、省令、規則、告示、判決、決定、命令、仲裁判断、通達、監督指針、ガイドライン、監督当局の書面による指導、勧告若しくはこれに類するもの (以下「関係法令等」という。) が改正された場合、当社と一般送配電事業者が締結する接続供給約款 (託送供給約款を含みます。以下同じ。) が改定された場合又はその他当社が必要と判断した場合、本約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款 [低圧] によります。

2 本約款を変更する場合、お客さまに書面若しくは電子メールにより通知する方法、当社ホームページへ掲示する方法又はその他の当社が適当であると判断する方法によりその内容をご説明いたします。なお、当社がお客さまに対し書面又は電子メールにより通知をする場合は、電気需給契約上の住所又は宛先へ送付又は通知するものとし、当該書面又は電子メールの到達に合理的に必要な時間の経過をもって到達したものとみなします。また、当社ホームページへ掲示する方法により通知する場合には、当該ホームページへの掲示をもって通知が到達したものとみなします。

3 小売電気事業の登録の申請等に関する省令第3 条第1 項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

(定 義)

第3条 本約款及び電気需給契約等において使用する用語の意味は、次のとおりといたします。

用 語	用 語 の 定 義
低圧	標準電圧100ボルト又は200ボルトをいいます。

契約主開閉器	契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
電灯	白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
契約電力	お客さまが電気需給契約上で使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
契約電流	契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。
契約容量	契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
託送供給約款	電気事業法第18条に従い一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。
離島供給約款	電気事業法第21条に従い一般送配電事業者が定める離島供給約款をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。
小売電気事業者	電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者をいいます。
一般送配電事業者	電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。
需要場所	当社が電気を供給するお客さまの需要地点をいいます。
需給地点	電気の需給が行われている地点をいいます。
最大需要電力	お客さまが使用した30分ごとの需要電力の最大値であって、一般送配電事業者が設置した計量器により計量される値をいいます。
計量器	一般送配電事業者が需要場所へ設置する電力量計、30分最大需要電力計、無効電力量計及びその他の計量に必要な付属装置及び区分装置をいいます。
供給設備	お客さまへの電気の供給に供される当社又は一般送配電事業者が保有及び管理する計量器、電線路、引込線、接続装置、電力監視システムその他の電気供給設備をいいます。
引込線	電気を供給するための引込線をいいます。

付帯設備	お客さまの土地又は建物に施設される供給設備を支持し、又は収納する工作物及びその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。
消費税等相当額	消費税法及び地方税法に基づき課される消費税及び地方消費税に相当する金額をいいます。
貿易統計	関税法にもとづき公表される統計をいいます。
平均燃料価格算定期間	貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間又は12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。
再生可能エネルギー発電促進賦課金	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

（単位及び端数処理）

第4条 本約款において使用する単位及びその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時（1kWh）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (3) 料金その他の計算における基本料金、電力量料金、最低月額料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

（需要場所）

第5条 需要場所は、一般配送電事業者の定める基準に従い、当社が定めるものといたします。

（実施細則）

第6条 本約款上において必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、必要に応じてお客さま及び当社との協議によって定めます。

## 第2章 電気需給契約

(電気需給契約の申込み)

第7条 お客さまが新たに電気需給契約の締結を希望される場合、あらかじめ本約款及び接続供給約款における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、原則として当社所定の様式に必要事項を記載し、申込みをしていただきます。

- 2 契約電流及び契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以前の1年間の電力使用実績及び使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を書面により提出していただきます。
- 3 電気需給契約の締結にあたって供給設備の工事を要する場合、一般送配電事業者による用地確保その他の事情等により供給の開始まで長期間を要することがあります。
- 4 電気の供給に伴い、電圧又は周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合、お客さまの費用及び責任において、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただく場合があります。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- 5 電気需給契約の申込後、電気の供給が開始されるまでの期間において、お客さまへ電気を供給中の小売電気事業者との間の契約電流を変更された場合には、当社との電気需給契約における契約電流も同内容に変更されます。

(電気需給契約の成立、契約期間及び単位)

第8条 電気需給契約は、お客さまの申込みに対して当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、電気需給契約の成立の日を遡って電気需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。

- 2 電気需給契約に係る契約期間は、次のとおりといたします。
  - (1) 契約期間は、第9条（供給の開始）に定める供給開始日から起算し、供給開始日の1年後の応答日の前日までといたします。
  - (2) 契約期間満了に先だってお客さま又は当社から別段の意思表示がない場合は、電気

需給契約は、契約期間満了後も同一条件で1年間継続されるものとし、その後も同様といたします。この場合、当社は、原則として継続後の契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。

- 3 当社は、原則として、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

(供給の開始)

第9条 当社は、電気需給契約が成立した場合、必要に応じてお客さまと協議のうえ電気の供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経た後、すみやかに電気を供給いたします。

- 2 当社は、第1項により定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

### 第3章 契約種別等

(契約種別)

第10条 電気需給契約の契約種別は、別表のとおりといたします。

(燃料費調整単価)

第11条 燃料費調整単価は、別表に定める方式で算定した単価といたします。

### 第4章 電気料金の算定及び支払い

(電気料金)

第12条 電気料金は、供給開始日から適用いたします。但し、供給準備着手前に供給開始日の延期について申入れがあった場合及びお客さまの責めとならない理由によって電気の供給が開始されない場合には、この限りではありません。

(計量)

第13条 お客さまが使用する電力量、最大需要電力は、一般送配電事業者によって需給地点に設置された計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された値とし、30分単位で計量いたします。

- 2 一般送配電事業者の計量器の故障等により正しく計量できなかった場合は、当社と一般送配電事業者が協議した内容を基準として、お客さま及び当社との協議によって、その値を定めるものとします。

- 3 計量の結果は、各月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- 4 本約款のほか、計量に係る算定及び方法は、一般送配電事業者が定めるところにより行うものいたします。

(電気料金の算定)

第14条 電気料金の算定期間は、次の場合を除き、検針日から翌検針日前日までの期間を「1月」として算定いたします。

- (1) 電気供給を開始し、再開し、若しくは停止し、又は電気需給契約が消滅した場合
  - (2) 契約種別、契約電流、契約容量等を変更したことにより、電気料金に変更が生じ、月の途中で契約電力等を変更することにお客さま及び当社が合意した場合
  - (3) 検針期間の日数とその検針期間の 始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、又は下回るとき。
- 2 電気料金は、電気需給契約ごとに当該契約種別の電気料金を適用して算定いたします。

(日割計算)

第15条 当社は、第14条（電気料金の算定）第1項各号の場合は、次により料金を算定いたします。

- (1) 基本料金又は最低月額料金は、別表「4 日割計算の基本算式」により日割計算をいたします。
  - (2) 第(1)号の算式に適用する日割計算対象日数には、供給開始日及び再開日を含み、停止日及び電気需給契約の解約日を除きます。なお、停止日及び解約日とは、本約款に従って当社がお客さまに電気を供給する最終日の翌日といたします。
  - (3) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量により算定いたします。
  - (4) 第14条（電気料金の算定）第1項第(2)号の場合により電力量料金の日割計算をする場合、変更後の電気料金は、電気料金に変更のあった日の前後の期日の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。但し、計量値を確認する場合は、その値によります。
  - (5) 前各号によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- 2 当社は、日割計算をする場合、必要に応じてその都度、計量値の確認をいたします。

(料金等の支払い)

第16条 お客さまは第14条（電気料金の算定）及び第15条（日割計算）で算定した料金の支払いについて、当社が定める支払期日までに、当社が定める金融機関等において支払っていただきます。

- 2 料金は、支払期日の到来する順序で支払っていただきます。
- 3 第1項にかかわらず、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承

諾を得たときは、当社の指定する支払時期ごとに支払っていただくことがあります。

(延滞利息)

第17条 お客さまが電気料金（延滞利息及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）の支払いについて、支払期日を経過してなお支払われない場合に、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

- 2 延滞利息は、その算定の対象となる電気料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年14.5パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定した金額といたします。
- 3 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

## 第5章 お客様のご協力

(適正契約の保持)

第18条 電気需給契約の内容（第7条第1項に基づきお客さまが記入した申し込みの内容を含みます。）がお客さまの電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合、すみやかに電気需給契約を適正なものに変更していただきます。

(施設場所等の提供)

第19条 お客さまは、当社又は一般送配電事業者から供給設備の施設場所の提供を求められた場合、その場所を無償で提供していただきます。

- 2 付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社及び一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

(需要場所への立入りによる業務の実施)

第20条 当社及び一般送配電事業者は、次の業務を実施する場合、お客さまの承諾を得て需要場所に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社及び一般送配電事業者（当該一般送配電事業者から業務の委託を受けた者を含みます。）の立ち入り及び業務の実施を承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、電気工作物の確認若しくは検査又は電気の使用用途の確認に必要な業務
- (2) 一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
- (3) その他本約款によって、需給契約の成立、変更若しくは終了等に必要な業務

(電気の使用に伴うお客さまの協力)

第21条 お客さまの電気の使用が、次の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、若しくは妨害するおそれがある場合、又は需要場所内の当社、一般送配電事業者若しくは他の電気事業者の計量器その他の工作物に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがある場合、お客さまの負担で、必要な調整装置又は保護装置を需要場所に施設していただくことがあります。また、必要がある場合には、当社又は一般送配電事業者が、お客さまの負担で、供給設備を変更し又は専用供給設備を施設して、これにより電気を使用し頂くことがあります。

- (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- (4) 著しい高周波又は高調波を発生する場合
- (5) その他前四号に準ずる場合

(保安等に対するお客さまの協力)

第22条 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。

- (1) お客さまが、需要場所内の当社又は一般送配電事業者の供給設備に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - (2) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社又は一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- 2 お客さまが、供給設備に直接影響を及ぼすような物件又は電気工作物の設置、変更又は修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当社又は一般送配電事業者は、お客さまと協議のうえ、その内容の変更をしていただくことがあります。
- 3 当社又は一般送配電事業者は、必要に応じて、電気の供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行いません。

(供給中止又は使用制限若しくは中止)

第23条 当社は、次の場合には、供給時間中に電気供給を中止し、又はお客さまに電気の使用を制限し若しくは中止して頂くことがあります。

- (1) 供給設備に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合
  - (2) 供給設備の点検、修繕、変更その他工事上やむを得ない場合
  - (3) 地震等の天災地変その他非常変災の場合
  - (4) その他電気の需給上又は保安上必要がある場合等一般送配電事業者が電気の供給を中止し、又は使用を制限し、若しくは使用を中止する要請を行った場合
- 2 第1項の場合には、当社又は一般送配電事業者は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。但し、緊急時等のやむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 第1項の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

## 第6章 供給設備の設置及び工事

(工事費等の負担)

第24条 次のいずれかに該当する場合であって、供給設備の設置、変更若しくは撤去等又はその他のお客さまにかかわる工事等に関連して、当社が一般送配電事業者から臨時料金又は工事費等の費用負担を求められたときは、お客さまにその費用を負担していただきます。

- (1) 電気の供給開始に伴う場合
  - (2) お客さまの都合により契約電力の変更を行う場合
  - (3) お客さまが供給設備に係る工事等を当社又は一般送配電事業者に依頼した場合
  - (4) お客さまの都合により契約電力を変更したうえで、更にお客さまの都合により途中で当該契約電力を解約し又はさらに変更した当該契約電力を途中で再度変更した結果、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合
  - (5) お客さまの都合により前四号の途中で一般送配電事業者の工事を中止した場合
  - (6) 電気需給契約の成立から1年未満の契約終了又は契約電流等の変更があった場合
  - (7) その他お客さまの都合に起因する場合
- 2 第1項にかかわらず、供給設備の全部又は一部を施設した後、お客さまの都合によって電気供給開始に至らないで電気需給契約を解約又は変更される場合であって、それらに係る工事に関連して、当社が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められたときは、お客さまにその工事費等を負担していただきます。なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、一般送配電事業者が測量監督等に費用を要したときは、その実費をお客さまに負担していただきます。

(工事費等の負担金の申受け及び精算)

第25条 第24条（工事費等の負担）第1項によりお客さまにご負担いただく工事費等がある場合、一般送配電事業者による工事着手前に申し受けます。

- 2 お客さまにご負担いただく工事費等は、第16条（料金等の支払）に定める支払方法に準じて、当社が定める支払期日までにお支払いいただきます。
- 3 第1項に従い申し受けた工事費負担金について、工事完了後に、一般送配電事業者から当社が精算を求められた場合、当該工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- 4 第24条（工事費等の負担）第2項によりお客さまにご負担いただく工事費等がある場合、当社が発行する請求書に基づきすみやかにお支払いいただきます。

## 第7章 電気需給契約の変更、解約等

### （電気需給契約の変更）

第26条 お客さまが電気需給契約の変更（契約種別変更の受け付けは行いません。）を希望される場合は、第2章 電気需給契約に定める新たに電気需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、電気需給契約を変更する場合の契約期間は、第8条（電気需給契約の成立、契約期間及び単位）にかかわらず、従前の契約期間といたします。

### （名義の変更）

第27条 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社所定の書面を添えて、当社が定める場所に届け出をしていただきます。

### （電気需給契約の廃止）

第28条 お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

2 電気需給契約は、第30条（解約等）及び次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が消滅したものといたします。

ロ お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ハ 当社との電気需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との電気需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、お客さまと当社との協議によって定めた日に電気需給契約が消滅するものといたします。

### （需給開始後の電気需給契約の廃止又は変更に伴う料金等の精算）

第29条 お客さまが、契約電流又は契約容量を新たに設定し、又は増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、又は契約容量若しくは契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

2 お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、又は電気需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

(解約等)

第30条 当社は、次の場合には、電気需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

- イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき
  - ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
  - ハ お客さまが他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
  - ニ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
  - ホ お客さまが次のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると判明した場合
    - (1) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
    - (2) お客さまの需要場所内の当社若しくは一般送配電事業者の供給設備を故意に損傷し、又は亡失して、当社又は一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
    - (3) 一般送配電事業者が無断で一般送配電事業者の供給設備、電線路又は引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
  - ヘ お客さまが振り出し若しくはは引き受けた手形又は振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
  - ト お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始若しくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け又は自ら申立てを行なった場合
  - チ お客さまが強制執行又は担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
  - リ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ヌ お客さまがその他本約款に反した場合
- 2 お客さまが、第28条（電気需給契約の廃止）による通知をされないうで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に電気需給契約は消滅するものといたします。

(電気需給契約消滅後の債権債務関係)

第31条 電気需給契約期間中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

## 第8章 賠償責任

(損害賠償責任)

第32条 お客さまの故意又は過失により、当社が損害を受けた場合、お客さまは当社に対してその損害の賠償責任を負います。

- 2 お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより、当社に支払うべき電気料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- 3 第2項の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- 4 第2項に定める違約金の算定にあたり不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

(設備の賠償)

第33条 お客さまの故意又は過失により、需要場所内の一般送配電事業者の供給設備を損傷し、又は亡失した場合であって、一般送配電事業者から当社がその損害の賠償を請求されたときは、当該賠償請求額を負担していただきます。

(損害賠償の免責)

- 第34条 第30条(解約等)によって電気需給契約を解約した場合若しくは電気需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 2 第23条(供給中止又は使用制限若しくは中止)第1項によって電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、若しくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
  - 3 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(不可抗力免責)

第35条 お客さま及び当社は、次に定める不可抗力によって電気需給契約の履行が不可能となった場合、相互に損害賠償責任を負わないことといたします。

- (1) 地震等の天災地変その他非常変災の場合が起きた場合
  - (2) 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合
- 2 第1項各号に定める不可抗力を原因として、電気需給契約の履行ができない場合、お客さ

ま又は当社は電気需給契約の全部又は一部を解約することができます。この場合、解約に伴い生じる損害について、相手方に対して賠償責任を負わないことといたします。

## 第9章 一般条項

(電気需給契約終了後の取り扱い)

第36条 電気需給契約期間中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

(管轄裁判所)

第37条 電気需給契約又は本約款に関連して生じる争訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

(信用情報の共有)

第38条 当社は、お客さまが第30条（解約等）第1項ロ、ハ又はニに該当する場合には、当該電気需給契約に係る名義、需要場所及び料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

(契約者情報の提供)

第39条 お客さまは、原子力発電施設等周辺地域交付金の金額算定に必要なお客さま情報（氏名及び契約容量等）を、当社が一般財団法人電源地域振興センターへ提供することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

(託送供給等約款に関する承諾)

第40条 お客さまは、本約款に基づき電気需給契約を申し込むにあたり、託送供給約款に定める需要者の義務を遵守することを承諾するとともに、一般送配電事業者からの求めによりお客さまが当該承諾をされていることを当社から一般送配電事業者に通知すること、及び一般送配電事業者からの求めにより、一般送配電事業者又は第三者にお客さまの契約内容等を開示する必要があることをあらかじめ承諾するものとします。

附 則

附 則

(実施期日)

本約款は、平成28年4月1日から適用し実施いたします。

附 則

(実施期日)

本改正規定は、平成28年7月1日から適用し実施いたします。

別 表

(北海道エリア) 下記の金額は税込です。

エリア	北海道	
契約種別	FITでんきプラン（再生可能エネルギー）S	FITでんきプラン（再生可能エネルギー）L
契約方式	アンペア契約	主開閉契約
契約容量単位	A(アンペア)	kVA
基本料金		
10A毎（※） （※）10A、15A、20A、30A、40A、 50A、60A	334.80円	—
1KVA毎	—	334.80円
最低月額料金	246.24円	—
電力量料金		
最初の120kWhまで	23.30円/kWh	23.30円/kWh
11kWhこえ120kWhまで	—	—
15kWhこえ120kWhまで	—	—
120kWhこえ280kWhまで	29.42円/kWh	29.42円/kWh
280kWhをこえる分	33.03円/kWh	33.03円/kWh
120kWhこえ300kWhまで	—	—
最初の300kWhまで	—	—
300kWhをこえる分	—	—
燃料費調整		
平均燃料価格の算定	$\alpha = 0.4699$ $\beta = 0$ $\gamma = 0.7879$	
基準燃料価格	37,200円	
基準単価（1キロワット時につき）	0.193円	

(関東エリア) 下記の金額は税込です。

エリア	東京	
契約種別	FITでんきプラン（再生可能エネルギー）S	FITでんきプラン（再生可能エネルギー）L
契約方式	アンペア契約	主開閉契約
契約容量単位	A(アンペア)	kVA
基本料金		
10A毎（※） （※）10A、15A、20A、30A、 40A、50A、60A	280.80円	—
1KVA毎	—	280.80円
最低月額料金	231.55円	—
電力量料金		
最初の120kWhまで	—	—
11kWhこえ120kWhまで	—	—
15kWhこえ120kWhまで	—	—
120kWhこえ280kWhまで	—	—
280kWhをこえる分	—	—
120kWhこえ300kWhまで	—	—
最初の300kWhまで	23.40円/kWh	23.40円/kWh
300kWhをこえる分	30.02円/kWh	30.02円/kWh
燃料費調整		
平均燃料価格の算定	$\alpha = 0.1970$ $\beta = 0.4435$ $\gamma = 0.2512$	
基準燃料価格	44,200円	
基準単価（1キロワット時につき）	0.228円	

(関西エリア) 下記の金額は税込です。

エリア	関西
契約種別	FITでんきプラン (再生可能エネルギー) A
契約方式	—
契約容量単位	—
基本料金	
10A毎 (※) (※) 10A、15A、20A、30A、 40A、50A、60A	—
1KVA毎	—
最低月額料金	—
電力量料金	
最初の15kWhまで	373.73円/kWh
11kWhこえ120kWhまで	—
15kWhこえ120kWhまで	22.60円/kWh
120kWhこえ280kWhまで	—
280kWhをこえる分	—
120kWhこえ300kWhまで	28.96円/kWh
最初の300kWhまで	—
300kWhをこえる分	32.98円/kWh
燃調費調整	
平均燃料価格の算定	$\alpha = 0.2985$ $\beta = 0.2884$ $\gamma = 0.4300$
基準燃料価格	40,700円
基準単価 (最初の15kWhまで) (15kWhをこえる1kWhにつき)	3.159円 0.211円

## 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項又は第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

## 2 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額

の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$  の価は別表に記載の通りといたします

なお、各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{(2)の基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{(2)の基準単価} / 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日	その年の6月1日から6月30日
毎年2月1日から4月30日	その年の7月1日から7月31日
毎年3月1日から5月31日	その年の8月1日から8月31日
毎年4月1日から6月30日	その年の9月1日から9月30日
毎年5月1日から7月31日	その年の10月1日から10月31日
毎年6月1日から8月31日	その年の11月1日から11月30日
毎年7月1日から9月30日	その年の12月1日から12月31日
毎年8月1日から10月31日	翌年の1月1日から1月31日

毎年9月1日から11月30日	翌年の2月1日から2月末日
毎年10月1日から12月31日	翌年の3月1日から3月31日
毎年11月1日から翌年1月31日	翌年の4月1日から4月30日
毎年12月1日から翌年2月末日	翌年の5月1日から5月31日

## ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に記載の通りといたします。

### (3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格及び(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の指定するホームページでお知らせいたします。

## 3 契約容量の算定方法

契約方式が主開閉契約の場合、契約容量は、次により算定いたします。

(1) 供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1/1,000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式及び供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732×1/1,000

## 4 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金又は最低月額料金を日割りする場合

$$1月の該当料金 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、第14条（電気料金の算定）第1項(3)に該当する場合は、日割計算対象日数は、計量期間等の日数は暦日数といたします。

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

・北海道エリア

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 160\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第2段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

ただし、第14条（電気料金の算定）第1項(3)に該当する場合は、日割計算対象日数は、計量期間等の日数は暦日数といたします。

・関東エリア

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 300\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

ただし、第14条（電気料金の算定）第1項(3)に該当する場合は、日割計算対象日数は、計量期間等の日数は暦日数といたします。

・関西エリア

$$\text{最低料金適用電力量} = 15\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。また、最低料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

ます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ただし、第14条（電気料金の算定）第 1 項(3)に該当する場合は、日割計算対象日数は、計量期間等の日数は暦日数といたします。

(2) 電気の供給を開始し、又は電気需給契約が消滅した場合の(1)イ及びロにいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

供給を開始した日の直前のその供給地点の属する検針区域の計量日から、直後の計量日の前日までの日数といたします。

ロ 電気需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の計量日から、その供給地点の属する検針区域の直後の計量日の前日までの日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、又は電気需給契約が消滅した場合の(1)イ及びロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

その供給地点の属する検針区域の基準となる日（供給を開始した日が含まれる計量期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 電気需給契約が消滅した場合

その供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる計量期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。